

平成19年第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合  
議会 会議録

平成19年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成19年2月28日 (1日間) 午後2時00分 開会

平成19年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、諫早市のホテルグランドパレス諫早に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 濱崎 清志	2番 内田 豊	3番 赤崎 光善
4番 木村 和俊	5番 山口 一輝	6番 青木 弘義
7番 水田 寿一	8番 大久保 正美	9番 町田 誠
10番 酒井 八洲仁	11番 岩永 和昭	12番 北浦 守金
13番 古川 利光		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 吉次 邦夫	副管理者 吉岡 庭二郎	副管理者 奥村 慎太郎
副管理者 松島 世佳		
収入役 池松 正光	代表監査委員 本村 三郎	
事務局長 高田 徳一	総務課長 今里 良二	施設課長 森松 光明
施設課長補佐 田中 金大	施設課長補佐 山本 修	管理係長 土井 勝好
施設課吏員 杉本 克也	総務課吏員 濱崎 和也	施設課吏員 川口 隆彦

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 森 祐作	書記 船津 健一郎	書記 湯田 誠一
----------	-----------	----------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	一般質問

- 日程第4 議案第1号 長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 議案第2号 県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)
- 議案第4号 平成19年度県央県南広域環境組合一般会計予算

## 5 議事の経過

(午後2時00分 開会)

### ○議長(古川利光君)

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成19年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、全員の13名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。

### ○管理者(吉次邦夫君)

議長。

### ○議長(古川利光君)

管理者。

### ○管理者(吉次邦夫君)

一言ごあいさつを申し上げます。

本日、県央県南広域環境組合平成19年第1回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県央県南クリーンセンターは平成17年4月の本格稼働からまもなく2年が経過しようとしています。

この間、昨年4月にはクリーンセンターの余熱を利用いたします温浴施設「のんのこ温水センター」を開業いたしました。

平成11年に県央県南広域環境組合を設置いたしまして8年の歳月を要し、ようやく平成18年度から当初計画いたしました事業が全て始まった訳でございます。

まだ、1年が終わってみなければ判断いたしかねますが、この18年度が良くも悪くも今後の指標になるのではないかと考えているところでございます。

ダイオキシン等有害物質の排出につきましては、法規制値を下回っております。この点に関しては、広域化の効果が十分に表れているものと考えております。

今後も、関係4市のご協力を得ながら、経済的かつ安定的に事務を遂行していく所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、本日提出いたしました議案についてでございますが、議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について」、ほか3議案でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

**○議長（古川利光君）**

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

議長において指名をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（古川利光君）**

ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員は議長において3番、赤崎議員、4番、木村議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（古川利光君）**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定いたしました。

議事日程は、お手元に配布しております「議事日程表」により執り行いたいと思いますので、ご了承願います。

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

**○事務局長（高田徳一君）**

事務局長。

**○議長（古川利光君）**

事務局長。

**○事務局長（高田徳一君）**

え〜、皆様、こんにちわ。

それでは、事業の状況等についてご説明いたします。

まず、施設の処理状況についてでございますが、18年度は当初から順調に推移いたしておりましたが、9月に上陸した台風13号の影響で3日間停電し、全

炉停止いたしました。

加えて、年末年始の年間でも最もごみの搬入量が多い時期を控えていたこともあり、11月に同時に行う予定でございました法定点検及び炉の点検整備の日程確保が厳しくなったことから、法定点検のみを実施して、炉の点検整備については本年2月と3月に実施することにしたところでございます。

したがいまして、え～、今月は二十日間ほど2炉運転の操業をしておりますことから、ピットの残量が若干高くなっております。そのため、粗大ごみなど一部については敷地内にあります調整池に一時的に保管している状況でございます。

次に、余熱利用施設についてでございます。

昨年8月の定例会の際に説明いたしましたとおり、4月のオープン当初から当初計画した利用者数を上回る利用がございました。

特に夏休みには大変多くの方に利用していただいております。

夏休み以降はプールの利用者が減少しますので、全体としても減少傾向にありましたが、1月から無料バスの運行ルートを見直したことなどもあり、1月中の利用者数は1日平均で330人程度と夏休み前の水準を持ち直しております。

また、懸案であります食事の提供についても、実現できるように努めているところでございます。

なお、余熱利用施設につきましては、後ほど説明いたします議案第3号において委託料の補正予算を計上いたしております。

以上で、事業の状況等の報告とさせていただきます。

○議長（古川利光君）

次に、日程第3「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いをいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるようにご協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁を願います。

通告されていらっしゃる議員は木村議員でございます。

それでは4番、木村議員。

○4番（木村和俊君）

議長。4番。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。通告に従って、お尋ねをいたします。

まず、クリーンセンターの運転管理業務委託契約についてであります。この契約は、当初、平成17年4月から平成20年3月までの3カ年間で委託金額は9億251万2,800円となっていました。しかし、昨年、この契約の一部が変

更され、委託金額は9億6,029万2,200円に変更されました。

5,777万9,400円の増額です。増額の理由は、当初設定した2炉運転を3炉運転に変更したことに伴う人件費などの増加によるものとされています。

そこで、お尋ねをいたします。

現契約では、契約の乙、これはJFEエンジニアリングですが、乙は別紙の仕様書に基づき、当初の委託金額、これは9億、一番当初のですね。その金額で業務、委託業務を誠実に履行するものとされており、そして、性能保証に関する覚書では、運転員の人件費などの運転経費は2ヵ年の実績を踏まえて両者で見直しを協議する、いうことになっています。

しかし、契約が変更されたのは、昨年3月16日で最初の契約から1年も経っていません。

覚書に書かれているように2年間の実績を踏まえて協議する、というのが契約の内容になってるんです。

どうして、1年も経たないうちにこうした契約が変更されたのか、その理由、経緯について、まず、お聞かせください。

次に、委託契約では、乙は組合が定める処理計画に基づいて、年間のごみ処理をしなければならない、いうことになっています。ここでいう処理計画は組合が立てる計画です。

この組合の年間のごみの処理量は、計画では85,964トンになっていると思います。

この組合が立ててる処理計画、これは、当然私は実績を踏まえた上で次の年度のは変更が、変更も当然検討されるべき性格のものだと思うんです。

そのことについて、まず、お尋ねをしたいと思います。

次に施設の点検費用についてお尋ねいたします。

この2年間に行った施設の点検費用、これは総額いくらになっていますか。

そしてその費用は組合が出していると思います。しかし、メーカーとの契約及び覚書では施設の定期点検も含めて点検に要する費用はJFEが負担すると、いうことになっておるとは思います、いかがでしょうか。

このことについて、ご説明を願いたいと思います。

次に副産物の取扱いについてです。

2年が経過しようとしておりますけれども、この間の副産物の量はいくらになっているのか。

そして、それぞれ単価が、販売価格がいくらになっているのか。お聞かせ願いたいと思います。

溶融スラグ、メタル、金属水酸化物、硫黄、工業塩、こういったことについてそれぞれお聞かせください。

それから、ごみの、2つ目の大きな項目は、ごみの処理の状況です。この2年間のですね、まあ、約2年間。

クリーンセンターを建設するにあたって、新しい施設の内容が市民にチラシで配られました。その内容は、いくつか、ダイオキシン対策もありましたけれども、経費の面でいうならば、広域化によって1トン当たりの処理費用が安くなって、その分、市民負担が軽減されることとなります、というふうに説明されております。

ところで、17年度1年間について見てみますと、1トン当たりのごみの処理費用、これは、合併前の旧諫早市の環境センター、これは担当のところで計算してもらいましたけれども、1トン当たり16,244円、ということになっております。

一昨年処理を一部依頼した長崎の東工場、これは従来のストーカー方式の炉です。これの1トン当たりのごみの処理費用は12,831円ということになっております。

一方、このクリーンセンターは、1トン当たりのごみの処理費用が24,879円となっています。これには、余熱利用施設の建設費、こういったものに係る費用は除いての計算です。

すなわち、従来のストーカー方式の2倍近い処理費用になっているんです。

建設にあたって市民に説明してきた内容と大きく違っていると一言をなりません。

このことについて、管理者はどういう説明をされるのか、お聞かせを願いたいと思います。

大きな3番目は、余熱利用施設についてです。

余熱利用施設は、指定管理者制度によって管理を委託して管理がされております。

しかし、昨年度のプールでの、これはどこでしたかね、え〜と、福島でしたかね、あの〜、プールでの事故、そういったものが起こる中でですね、その〜、やはり管理のあり方について、どうなのかと。設置者が、その〜管理運営を指定管理者に任せきりでいいのかと、設置者の責任を明確にする必要があるのではないかと、いう論議もされてまいりました。

こうした点について、余熱利用施設の現在の管理委託について問題は無いのかどうか。こういったことについて、まずお聞かせください。

2つ目は、厨房施設についてです。

先ほど事務局長から少し説明がありましたけれども、この余熱利用施設の中には立派な厨房施設が作られています。私も現地を見にいつてきました。業務用の冷蔵庫であるとか、コンロであるとか、相当なお金をかけて設置された施設だと思われま

また、施設を利用するお客さんからも食事を出してほしいとの要望も寄せられておりますけれども、そう、この厨房施設が使われていないためにお客さんはラーメンその他で済ませると、というのが現在の状況です。

どうして、1年近くもせっかく作った厨房施設が使われないまま、放置されているのかその理由をお聞かせください。

そして、この施設を作るのに、どれくらいのお金がかかっている、かかったのかもお聞かせください。そして、今後の見通し、この厨房の施設がですね、いつ頃から使えるようになるのか、食事が提供できるようになるのか、そのへんの見通しなんぞについても説明をしていただきたいと思います。

まず、最初に以上よろしくお願ひします。

**○事務局長（高田徳一君）**

事務局長。

**○議長（古川利光君）**

事務局長。

**○事務局長（高田徳一君）**

それでは、木村議員の質問にお答えをいたします。

まず、第1点目のクリーンセンターの運転管理業務委託についてのお尋ねだったと思います。

平成17年4月にクリーンセンターを稼動いたしました、まもなく2年を経過しようとしております。当初は、計画通り、2炉運転で操業を開始したところでありましたが、試運転時のごみの受入分の残や、4月以降のごみ搬入量の増加に伴い、運転員を増員して常時、3炉操業で対応したため、運転計画の変更を余儀なくされたことに伴う、増員などがあり、運転管理業務の増額の変更契約をしたところでございます。

運転管理業務の範囲や対象施設については委託契約書の中で運転管理業務委託仕様書に規定しており、その対象設備は共通施設とごみ処理施設があり、共通設備としては、電気設備、計装、制御設備及び空気調和設備がございします。

また、ごみ処理施設には、受入供給設備、熱分解燃焼熔融炉設備、ガス冷却設備など、いわゆるごみ処理をするための関連する設備などがあります。

これらの設備の運転管理や保守点検業務を行うための委託契約ではありますが、このほか勤務体制や勤務時間等も取り決めをしているところであります。

平成17年度は、運転オペレーターが4名、クレーン操作員が3名、日常点検業務に要する作業員が2名、合計9名が増員となったものであり、変更契約をしたものでございます。

平成18年度の契約につきましては、現在、要員数は17年度と同額で、え〜と同数となっておりますが、若干、操業の内容や状況が異なっておりますので、



協議を続けているところでございます。

次に質問の2番目でございます。ごみ処理の経費についてのお尋ねと思います。平成17年度のごみ処理全体にかかる経費としては、私どもは1トン当たり18,158円と、このように分析をいたしております。

議長にお諮りいたしますが、資料をお配りさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（古川利光君）

木村議員、資料を配布しますが、いいですか。

それでは、しばらく休憩して、配布願います。

（午後2時17分 休憩）

（午後2時18分 再開）

○議長（古川利光君）

それでは、会議を再開します。事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、お手元に資料が配られたと思います。ご覧になっていただければと思いますが、ごみ処理の経費の実績でございます。

記載のとおり、県央県南広域環境組合のごみ処理の経費、人件費、収集運搬費、それから溶融処理費、中間処理費、合計、このようになります。それから、諫早市というものは、これは旧諫早市の環境センターの経費でございます。この経費につきましても、同じように人件費、収集運搬費、焼却処理費、それから溶融処理費、中間処理費、最終処分費、それにその他の管理費と合計こういう形になってまいります。

これを比較いたしますと、トン当たりの処理は、中間処理のごみ処理量が県央県南広域環境組合は86,663トン。それから旧諫早市の環境センターは37,151トンでございますので、この上記の合計Hを、Iの中間処理の量、ごみ量で割りますと、県央県南広域環境組合のトン当たりの処理経費は18,158円、旧諫早市の環境センターの処理費は22,135円、このようになっているところでございます。

で、あの、木村議員が先ほど長崎市の東工場のごみ処理の費用等をおしゃったようでございますが、議員の皆様方もご承知のとおり、長崎市は東工場と西工場がございます。従いまして、長崎市の1トン当たりのごみ処理量を比較する場合は、東西の工場の分を足して、比較をしなければならぬとこのように私どもは認識をしております。

ちなみに、参考までに申し上げますと、私どもが所掌している範囲での長崎市のトン当たりの処理費は48,000円程度とこのように認識をしているところでございます。

で、次に、余熱利用施設についてご説明をいたします。

あの、あと、総務課長、施設課長の方から、私の分で抜けた分はご答弁をいたします。

余熱利用施設については、ご承知のとおり昨年の4月から供用開始をしたところでございます。余熱利用施設のこの温水センターの利用状況は、先ほどの概要説明でもお話いたしましたとおり、オープン当初の4月から5月では各月で約10,000人の利用がございました。7月から8月は夏休みということもあり、子供たちをはじめ多くの利用があり、7月は約15,000人、8月には約16,000人がご利用をいただいたところでございます。9月に入り利用者数が減少傾向になりましたが、今年1月からまた多くなり、1月は約8,300人の利用が、利用者があつたところでございます。

オープンしてから今年1月までの利用者は累計で約89,000人の方々に利用いただいております。1日に平均いたしますと358人になります。

施設別の利用は、プール利用者が35パーセント、風呂の利用者が65パーセントとなっているところでございます。

なお、木村議員からお尋ねの件でございますが、組合事務局も指定管理者と毎週、連絡協議等を行っているところでございます。

従いまして、今後も更に指定管理者との連携をして利用される方の憩いの場となるよう努力してまいりたいと思っております。

次に具体的なご質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、厨房施設でございます。

この厨房の設置につきましては、平成13年の地元説明におきまして、厨房設備や食堂を設置する方向で説明していたことや、利用者の利便性を考慮して計画したものでありますが、当施設の設置許可申請の段階ではごみ処理施設の用途に関連しない用途であるので、設置できないという判断がなされたところであります。

しかしながら、厨房的要素を全く無くしてしまうというのではなく、飲食サービスにあたらぬ、手頃な、例えばカップヌードル等の、や、レトルト食品、あるいはお茶等を利用者自らが作ることができるようなスペースや備品の確保が必要であると判断をし、厨房施設を設置することにしたところでございます。

したがって、利用者の利便性を考慮して、飲食物の持込みを可能とする運営にシフトせざるを得なくなったものでございます。

え〜、それから飲食提供についての、お尋ねだったかと思えます。今申し上げましたように、18年、昨年4月1日のオープン前から飲食部門開設に向けた手続きができないか、関係機関と協議を重ねてまいりました。結論が、あの〜、申し上げますと結論が現在まで至っていないという状況でございます。え〜、ご出

席の古川議長さんも自ら県の土木事務所等にも足をお運びいただいております。え～、管理者も必要の折にその旨の要望をされているところでございます。え～、オープン後の飲食物の持ち込みを可能とすることで利用者の理解が得られるものと、そのように考えて、飲食部門の開設にあたっては、オープン後の利用者の意向を考慮しながら進めております。

実際、オープン直後から飲食サービスを望む声が運営する指定管理者にも多く寄せられ、それを受けて、昨年7月15日から8月15日、1ヶ月にかけて、31日間、利用者に対しアンケートを実施いたしました。80.3パーセントの利用者の方から飲食物の提供を望んでいる、このようなアンケートの結果が発表されております。

組合といたしましても、利用者の要望をできるだけ運営に反映させ、行政サービスの向上を図る必要が判断し、現在、諫早市並びに県の関係機関と協議を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

私の方からは、え～、施設の点検費用についてでございます。え～、平成17年の施設の点検費用につきましては、2億1,420万円。平成18年度につきましては、2億1,525万円となっているところでございます。

（発言する者あり）

○施設課長（森松光明君）

施設課長。

○議長（古川利光君）

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

え～、まず、処理計画の85,964トンというお話がございましたので、その件について答弁をいたします。

え～、廃棄物の処理計画を定めなければならないというのは、え～廃掃法、いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条に規定があります。でその中には発生量、あるいは処理量の見込み、排出の抑制のための方策に関する事項、そういうものを定めなさいというようなことになっております。

え～、当組合では、平成17年度から本格稼働をしておりますので、17年、18年ということで策定をいたしております。

え～、ご承知のとおり、組合の規約によりまして、4市の共同処理を行うために、あっ失礼しました、ごみの共同処理を行うために組合を設立をされてる目的のその一つでございますので、当然、構成市もこうゆう処理計画を作るようになるかと考えております。

しかしながら、構成市の中でまだ定めておられない市がありますので、いわゆる組合独自の計画に留めておる状況でございます。

そういうことで、処理計画については、議員がおっしゃるようなことで定めております。

それから、副産物についてお尋ねがあったと思いますけども、副産物の排出量を申し上げますと、スラグについては5,669トン、メタルは現時点では施設の外に出すまでに至っておりませんので、排出量としては0トン、工業塩について1,304トン。端数調整はしております。金属水酸化物について104トン、硫黄46トン、混合泥が585トンと、これについては、金属水酸化物との合算ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

次に単価についてお尋ねがあったかと思っておりますけども、単価についてはスラグは100円で契約をしております。他のものについては、メーカーからの希望がありまして、他との取り引きの関係で公表については勘弁願いたいというような要望がっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

恐れ入ります。余熱の建設費について恐れ入ります、お答えを漏らしてしまいましたので。余熱の建設費につきましては、11億7,810万円が建設費でございます。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

はい。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

えっと、まあ最初からちょっといくつかお尋ねいたしますけどね。その～、管

理業務の委託の変更を、あの～、したのは、この件についてですけどね、私がお尋ねしたのは、メーカーとの契約では2年間の実績を踏まえて協議をするというふうになってるんですよ。運転の人員、その他の変更についてはね。にもかかわらず、1年も経過しない前にね契約が変更されてるから、どうしてなのですかと。2年間の実績を踏まえて協議をするというのが契約じゃ、ないんですかと、どうしてこうなってるんですかと、いうことについて説明を再度、お願いしたいと思います。

それから、その～処理計画ですけど、年間のが85,964トン、それは私も承知しております。私がお尋ねしたのはね、この処理計画というのは、当然、実績に基づいて、見直される性格のものだろうと、いうふうに思いますのでね、そういうふうに理解していいのかということですよ。

それから、副産物の取り扱いについてね、その～、トン数は言えるけど、値段はメーカーが言ってくれるなというから勘弁してくれと、私はそれは無いと思うんですよ。ここは議会ですよ。しかも、こういったことは全部ね、予算に関係する大事な項目でしょ。そして、こういった副産物については、この施設を造る前にこの施設から出るのは全て再利用できる有用なものなんだという説明もされてきたんです。そしたら、そういった有用な副産物はどういう状況なのか、これは説明するのは当然あなた方の責任でしょ。なんで、その、メーカーの事情を優先させて、こちらの市民の方に説明する、そういった責任を二の次にするんですか。そういったことじゃ、納得できませんのでね。しかも、ここは議会ですから。それぞれが単価がいくらになっているのか、これは当然、説明をしていただきたい、いうふうに思います。

それから、ごみのね、トン当たりの処理費用、ん～と今配られたあの資料ですから、ちょっと私も今、目を通したところなんですけどね。これでいきますとね、え～、広域、県央県南の広域環境組合の合計Hの合計は15億7,362万1,000円ということですね。で、これで、16あの～86,631トンを割ったんだろうというふうに思うんです。ちょ、そこで、まあ細かいのはまだ私もよく見てないから言えませんが、ちょっとお尋ねしますねどね、組合のね、年間の予算、これは17年度で計算してありますから、約24億だったですよ。クリーンセンターのね、年間の予算は24億ですよ。これはね、これから余熱利用のはちょっと私はもう最初に言いましたように、差し引いてね計算をしたんですけど、ここで計上されてるのはそのうちの15億でしょ。あと、残りはどこでどうしてこれに入れたいんですか。当然、県央県南の予算の大部分、一部その～余熱、特殊な例として余熱利用施設とまあ、この議会の費用、何千万かあると思いますけど、そういったのを差し引くのは私はそれはそれでいいと思うんです。しかし、あと、残りの分はどこで使って、どういう理由でこの経費から外してるんですか。

そこんところ、説明をしてください。

それから、あの～、うん、それでちょっとお答えを聞いてから、もう一つ、もうちょっと、あの、聞かせて欲しいので。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

え～、それではあの、逆の方から、最後の1トン当たりの処理経費の方からお答えをしたいと思います。え～、まず、あの議員のご指摘は平成17年度の県央県南広域環境組合の決算額。これは33億3,000万円となっております。で～、この分から何と何を引いたのかということ申し上げますと、まず、議会費を除外しております。それから、総務管理費を除外しております。監査委員費を除外しております。え～、公債費を除外しております。で、当然、余熱利用施設は除外しております。え～、クリーンセンター費とリレーセンターの中からも地元還元工事費、それから地元交付金、こういうものはランニングコストとは関係ございませんので、この分は除外をいたしておりまして、先ほどお配りをいたしました、15億7,362万1,000円、これがごみ処理にかかる経費である、このように判断をいたしているところでございます。なお、諫早市の、旧諫早市の環境センターの右側の表も同じような形になっております。また、他の長崎市であるとか、あるいは佐世保、大村市等も当然、議会費、総務管理費、監査委員費、公債費等は除外をされてトン当たりの処理経費の計算がなされていると、このように理解をしているところでございます。え～、あとそれ以外のものについては、それぞれ課長がご答弁申し上げます。

○施設課長（森松光明君）

施設課長。

○議長（古川利光君）

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

お答えをいたします。一般廃棄物処理実施計画の見直しについては議員おっしゃるとおり、見直しは当然その都度やっていけるというふうに思っております。

それから、副産物の単価の公表についてでございますけれども、メーカーが他との契約との関わりもあり、公表することによって後もって影響をするという要望があつておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

失礼しました。議員がお尋ねの2年の実績を踏まえて見直すということでございますけれども、この内容につきましては、この覚書の終了する3年後の内容を確定するために2年間の実績を踏まえて協議をすると、いう趣旨の内容かと存じております。

ですので、今回、必要な部分ということで増額をしております。

以上でございます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。あっ、議長ですよ。

○議長（古川利光君）

木村議員。どうぞ。

○4番（木村和俊君）

はい。回数の制限なかったですよ。時間だけでいいんですよ。

○議長（古川利光君）

時間制限です。

○4番（木村和俊君）

ですね。はい、はい、失礼しました。

あの～、それでですね、あの、トン当たりの処理費用いろいろ細かい数字がこう出てくるので、ここでのやり取りではね、ちょっと混乱したらいかんので、あの後もってしたいと思うんですけど、あの、いずれせろね、議会費にしたってわずかなもんなんです、全体から見るとね。だから、あの、この県央県南の予算の大部分はこれはもうごみの処理費用ですから、だから、その中で17年度は余熱利用施設のがこれは特別ありましたから、これは私も差し引いたんです。その上での計算ですから。まあ、しかし、細かいやり取りはちょっと混乱したらいけませんので、あの～、あなたの説明だけじゃ納得できないと、いうことを言っときます。

それでですね、あの～、これはあの市長、あつ管理者にちょっとお尋ねしますがね、あの～、今JFEに委託をしてるのは、組合が作ってるその処理計画に基づいて、あのちゃんとこれで運転してくださいということで今、委託をしてるんですね。そして、この処理計画というのは今、あの課長かな、からも説明があ

ったように実績によって当然これは見直される性格のもんだと、いうことです。それで、今の処理計画でごみの処理量は85,964トンになってると、いうことです。

それでね、私はもうこの議会で何回かその～、性能の問題、300トンの問題云々やり取りをしてきました。しかし、その都度、管理者の方からは当初の予想を超える8万何百トンかな、221トンを超えるその～、ごみがその～、集まってきたてこういう事態になってるんだと、というようなあの説明がされてきたんです。

それでね、私、ちょっと今度角度を変えてちょっとお尋ねしますけどね、したらね、ごみの量が221トン、8万何百トンかな、これを下回った場合は、どういうことになるんでしょうか。ちょっと説明してください。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、すいません。

え～、80,665トンが、え～ごみ処理の計画量でございます。当然、下回った場合は、あの～非常に望ましいことだというふうに考えております。え～、各市のごみの減量化等が今まで以上に促進をされてごみ量が減量化されるならば、これ以上の喜びは無い訳でございますから、え～、私どもとしては非常に嬉しく思うところでございます。

ただ、そうなりますと運転の状況が変わってまいります。

え～冒頭申し上げましたように、平成17年度の当初は80,665トンを想定して運転計画を立ててあった訳です。

で、ところがそれを、今いみじくも木村議員おっしゃったように、上回る8万6,000トンにながしかのごみ量が入り、さらに本年も8万5,000トン程度の18年度もごみ量が入るであろうと、こういうふうに推計をしております。

したがいまして、5,000トンから6,000トン上回るごみが入ってきている結果が3炉運転を余儀なくされておる訳でございますので、え～80,665トンのごみ処理計画量、若しくはそれを下回る量になりますと、限りなく2炉運転で運転が可能になってくると、こういうふうに私どもは期待ができると、こういうふうに思っているところでございます。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。



○管理者（吉次邦夫君）

あの～、その経費の問題で1トン当たりに、さっきあの、もうあの細かいことはまた詰めていただきますけども、あの～、議員の皆様方にですね、大まかにこの頭に入れておいていただきたいのは、あの～私の方の場合は、ごみを溶融化して、で、出てきたのはもうスラグなんですね、それをもう会社の方でどっかに運んでいく。で、例えば長崎の場合はですね、燃やして、あと灰がでてきます。その灰を最終処分をしなければならない、というようなことなんですね。

だから、そのへんのこの経費をみんなこう合算しますとですね、諫早市の場合は非常にそのそういった意味では安価にできるということなんです。ですから、あのただ単にストーカーで燃やした場合には、あと例えば旧諫早市におきましてはですね、あとの溶融化をやっておりました。その場所で、また別ですね。別のその、だから、そんな経費もやっぱりひっくるめなきゃいかんですね。今度の場合の私共もこのごみ処理場はですね、出てきたのはもう、スラグで出てくるとか、そんなことをございますんで、最終処分をする必要がないと、あとはまあ、どっかあの、会社の方で持って行って処分をするということになりますんで、そういった意味ではあの～非常にそのへんの違いがございますんで、それぞれこの焼却施設によってですね、あの事細かにずっと決められてきますと、結果的には私共の方はですね、わりと安くできると、そのへんちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。

以上です。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい、議長。

あの～トン当たりの処理費用についてはまた～、ね、改めて別の方であれしませんが、あの～、それでね、その～、JFEにその～委託することについてね、先ほど言いましたように、その～、今85,964トンという処理計画で、その～、これをやってくれということで、その委託をしてると。しかし、この処理計画の処理量は実績によって見直すということですね。

そして、その～当初JFEと結んでる80,665トンか、221トンですね、これを下回れば、当然、その～、人員とかその他のところでも経費が安くなるだろうと、いうふうに思われるということですよ。そこでね、あの～どうでしょう。これまでね、その～予想よりたくさんごみが集まったからという理由でもってね、されてきた天然ガスの購入であるとか、これは当初、1億2千円、2千万

だったんです。これがね、年度末には3億6千万超してるんです。

その他先ほど言いましたように、3炉運転を行うことによる、その～人件費の増、諸々ねそういったものが予定よりごみがたくさん集まってる、220トンを超して、たくさん集まってるのが主な原因だと、いう理由でずっとこれまで説明をされてきたんです。

それでね、そしたら、帳面の契約どおり80,665トン、これ以下に抑えようじゃないかと、そしてメーカーにいろんな理由付けをさせないと。いうようなこともね、私はちょっと考えていただけんのかなというふうに思うんです。というのはね、これをオーバーしてるのは約5,000トンでしょ、年間ね。そうすれば、旧諫早市の環境センターはじめ、合併前のそれぞれの自治体にはダイオキシン対策を少し講じれば、まだ使える施設はたくさんあるんです。多良見も高来もそうなんです。そういったところを活用して、オーバーしている5,000トンのごみを何とか処理しようじゃないかと、そしたら、クリーンセンターに持ち込まずに。そうすればJFEに色々言い訳をさせない、契約どおりやりなさいと、いうような態度で私は望めると思うんです。

オーバーする5,000トンのごみを処理するための費用はね、トン当たり2万円だとしても僅か1億円でしょ。単純に計算しても。それ位の方法をとって5,000トンのごみを減らすことによって、これまでごみが予定よりたくさん集まったからという理由でもって、5億も6億もの組合に対しての負担を今させられてるんですよ。私はそういったこともね、是非考えていただきたいと思うんですけど、管理者いかがですか。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

（発言する者あり）

○事務局長（高田徳一君）

あの～、ありがたいお言葉だと思います。え～ごみの減量化はこれはもう必要不可欠なことをございます。で先ほども申し上げたかと思いますが、え～ごみ処理の基本計画よりもごみ量が多いということに鑑みて、え～構成自治体の諫早市、島原市、雲仙市、南島原市にも、ことある会合等にでも減量化の要請等を行っているところです。また、各市もそれぞれそれに取り組んでいただいていることは紛れもない事実をございます。その結果がごみも減少しつつあるところもある訳です。ただ、どうしても、合併終わって間近というものもございまして、え～分別、減量化が一体化して進まないという部分もあるものと、このように予想をしているところもございます。え～おおせのとおり、JFEが、私どもはJFEの

言うまま、或いはJFEの説明をまともに全部ということはいたしておりません。逐一、コンサルの検証等もいただきながら、果たして適正か否か、ということ踏まえて対応を図っているところでございます。ちなみに、前回も申し上げたかと思いますが、17年度の決算でも木村議員おおせのように、当初予算よりも燃料費、あるいは光熱水費が高かったことは事実であります。17年度の予算を作るときには、当然、JFEと協議をして予算の設定をした訳ですが、それを想定を上回る使用量等もごみ量等に鑑みてあったということも事実でありますから、単純に当初予算から増えたということだけでは、比較できない部分もあろうかと思えます。

したがいまして、そういうものを踏まえ、17年度は、JFEに対して応分の負担を求めております。

え～協議もいよいよ最終章に差し掛かっていることは事実でございます。え～、残念ながら今日の議会で明確な金額、或いは何パーセントと、何十パーセントということまでは申し上げるに至っておりませんが、3月までにはそこらへんも明確になってくると、このように思っております。併せて、18年度につきましても、当然JFEが負担すべきものは負担をさせると、こういうスタンスで私どもは望んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

また、あの旧施設の活用等のお話もあったようでございますが、これは非常にあの難しい問題でございます。というのが一旦、炉を停止し、いわば、最終的には取り壊すまでにはある程度の国が定めた年数等をクリアし、それからダイオキシン等の測定をした上で、処理をすると、いわゆる、取り壊すという形が当然義務づけられている訳でございますから、単純にそれを再開という形にはいかない部分もあるやに思えます。したがいまして、26万人のごみ処理をする施設は県央県南クリーンセンター1箇所でございます。私共も、毎日いわばごみと格闘をするという思いで、JFEとも取り組んでおります。今後も益々、経済的或いは、かつ効率的な運転に努めるようJFEにことあるごとに管理者はじめ申し上げているところでございます。

以上でございます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

えっとですね、あの～、細かいのはもうあれとして、私がね、尋ねてるのは、予定よりクリーンセンターにその、お金がかかっていると、天然ガスにしてもいろんな水処理にしてもね。どうしてかと、いう論議をする中で、管理者の方の説明

ではね、当初の予定よりたくさんごみが集まると、221トンオーバーして入っていると、これが一番大きな原因だという説明がずっとされてきたんです。

私はそれには異論がありますよ。そうは言っても性能300トンだから対応できるじゃないかというのが今も私の立場ですけどね。しかし、それは脇に置いてでもですよ、私が今言ってるのは、それではメーカーが言うように当初の800、いや80,665トン、これを下回るようなこちらは対応をするならば、メーカーは予定よりごみがたくさん集まっている云々というような言い訳をね、することが出来なくなるんじゃないかと、いうことを私は言ってるんです。

そして、この80,665トンについてはこの処理計画についてはね、当然見直しも出来る性格のもんだという説明があったからね、私は言ってるんですよ。そしたら、我々としても、組合としてもそういった対応は検討してみたらどうかと。あと5,000トンのごみを別の処理方法でもって処理するなり、或いはこれを徹底的に減量すると、いうことで80,665トンを下回るような対応を一つ検討してみてはどうかということを私は言ってるんです。

まあ、その対応の仕方はね、他の処理施設を使うなり、或いはその～本当にそのごみそのものの絶対量を減らすなり、それは色々あるとは思いますが。私は手っ取り早いのは今休んでる施設を使うのが一番手っ取り早いと思うんですけどね。それに限らず、いろんな方法があると思うんです。だからせめてね、そういったこともね、私は考えて、予定よりたくさんごみが集まったという口実でもって5億も6億もね、たくさん負担をさせられると、こういう事態をね続けるのは止めようじゃないかということを私は言ってるんです。管理者の具体的なものは別にしても、そういった方向での検討をね、どう思われるのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

え、あの～、この県央県南のごみ処理はですね、これはあの、平成11年から県と打ち合わせてですね、まああの当時の2市15町で計画をしてきた訳でございますので、今の段階でですね、あの～旧処分場をですね、あの～また使うというのはですね、まずあのそれを使うとすればですね相当のまたお金が要るんですね。それでまた県の方の許可も中々下りないと思うんです。ですから、あの手っ取り早くそういうことが出来ればですね、それに越したことは無い訳でございますが、あのそう簡単ではないと、私はそのように思っております。

もう既にこういった計画が進んでいる訳でございますから、だからこれはこれ

でやっぱり私はやっていかなければ、ですから、そういった中でですねやっぱりあのお互いに努力せにやいかん。特にこのJFEにつきましてはですね、先ほどあの事務局長が申しあげましたように、私もしょっちゅうですね、私もしょっちゅうこのJFEには申し入れをいたしておりますですね、何とか設備をきちっとしてやっていくということをですね考えてくれと、そして出来るだけこの経費がかからんようにしてくれということを申しあげている訳でございます。まあ、最終的には、お互いに話し合いしながらですね、あの～経費をどうするかというのはありますけれども、いずれにいたしましてもですね、あの～我々が心配しないで済むような形でやってくれというのは、限定で申し入れをしているような状況でございます、今後ともですね、え～これについては、あの～会社の方に私もですね、今後とも色々注文つけて、またお願いもしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

最後に一つだけ。あの～、最初の質問の時にね、その昨年契約変更して契約金を増額したのはどうしてかということで、あの～仕様書その他では2年間の実績を見て、協議をするということになってるじゃないかと。にもかかわらず1年も経たないのにね、変更してるのはどうか、どうしてなのかということについてのね、説明がなかったのですね。端的にね、そこんところを説明していただきたいと思うんです。

契約にはね、2年間の実績を見て協議をするというふうにはっきりなってる訳ですから、どうして1年目で変更したんですか。この事情を説明してください。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

はい。あの～、議員がおしゃってる部分につきましては、補償内容につきまして、正式引渡後云々ということがありまして、そのあと3年後の補償については、2年間の実績を踏まえて、両者で見直しを協議するものとする、というこの部分を指していらっしゃると思います。ですから、3年後の補償内容についてはということになっております。ですので、既に行っております17年度の分につきま

して、ではなく17、18、19、20年度からの内容についてはということで、私ども理解しているところでございます。

ですので、既に契約をしている内容につきまして、え～変更が内容的に変更が必要ということで考えましたので17年度の内容について変更をしたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

いいですか。これをもって一般質問を終了いたします。

3時10分まで休憩いたします。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時 7分 再開)

○議長（古川利光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、引き続き日程第4に入ります。

議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について」をご説明いたします。

当県央県南広域環境組合は、長崎縣市町村総合事務組合に平成12年4月1日に加入し、公務災害補償に関する事務及び退職手当に関する事務を取扱っていたいております。

地方自治法第290条の規定により、一部事務組合の組織、事務及び規約を変更するときは、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない、となっておりますので、提案するものでございます。

主な変更内容は、平成19年3月31日をもって解散する、北松特別養護老人ホーム一部事務組合ほか2団体の脱退、県央地域広域市町村圏組合ほか2団体の平成19年4月1日をもっての加入及び地方自治法改正に伴う会計管理者の設置等に係る規約の変更となっております。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」をご説明いたします。

本議案は、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が平成19年4月1日に施行されることに伴い、これに準じて制定している「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例」の改正が必要となったため提出するものでございます。

改正の内容でございますが、扶養手当について、旧条例では扶養家族2人目までが6,000円、3人目以降は5,000円だったものを、今回の改正により3人目以降も6,000円にするというものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第3号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

本補正予算は、平成18年度歳入歳出予算からそれぞれ1,247万円を減額し、総額で27億2,838万7,000円とするものでございます。

それでは、3ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

1款1項分担金で1,779万8,000円の減額。4款1項財産運用収入で32万8,000円、6款1項繰越金で500万円をそれぞれ追加しております。

詳細については、7ページからの事項別明細で説明いたしたいと思っております。

まず、1款分担金及び負担金についてでございますが、総額22億から1,7



79万8,000円を減額するものでございます。

これは、分担金算出に使用する人口割に必要な関係4市の人口につきまして、集計の際に錯誤があったもので、本来であれば再計算の後、関係市に対して不足分の負担をお願いしなければならないところでございます。

しかしながら、この件に関しましては組合の過失であり、関係市に対しまして多大なご迷惑と新たな負担をおかけするということにもなりますので、追加での負担を求めないということにいたしました。

備考欄をご覧ください。

補正後の額と当初予算でお示した額を記載しておりますが、島原市、諫早市、南島原市については変更はございません。

人口集計の際の錯誤がございました雲仙市についてのみ1,779万8,000円を減額いたしております。

錯誤の内容でございますが、平成18年度の分担金算出には平成17年10月1日現在の住民基本台帳登録人口を使用することとなっております。

したがって、平成17年10月10日に合併いたしました雲仙市に関しましては、10月11日に合併いたしました雲仙市に関しましては、合併前の旧町に照会をいたしたところでございます。

旧7町、7ヶ町から回答された人口数を合算し、新しい雲仙市の人口として分担金を算出いたしました。その旧7町の合計人口数について実際より約1万人多い数値を用いてしまったものでございます。

このことにより、雲仙市は実際より金額が大きくなっておりましたので、その分を再計算いたしまして、正しい数字に戻し、その上で、他の3市の減額相当分を減額したということでございます。

お手元にお配りしております資料によりもう少し詳しくご説明したいと思います。

「資料ナンバー1」とありますA4サイズの1枚の資料をご覧くださいと思います。

表の一番左の①でございます。

**○議長（古川利光君）**

いいですか、分担金軽減表です。

**○事務局長（高田徳一君）**

この紙でございます。

え～、まず、表の1番左の①でございます。

これは「人口を正しく集計した後の修正分担金」でございます。

次の②でございますが、こちらは18年度当初予算でご承認いただいた「関係市分担金」で、誤った人口により算出されたものでございます。

次の③が双方の差額でございますが、雲仙市を除く3市については増額となり、雲仙市は1,428万4,000円少なくなります。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり今回は新たな負担を求めないということにいたしましたので、島原市、諫早市及び南島原市については増額分を④の欄のとおり軽減し、雲仙市につきましては、注釈に記載しておりますとおり、3市の軽減額相当分として351万4,000円を軽減するというものでございます。

その結果、総額1,779万8,000円の減額補正となります。

一番右側の「補正後分担金」と記載してある欄が最終的な分担金額となっております。

また、後ほど歳出の際にご説明いたしますが、この減額分につきましては余熱利用施設費の未執行予算にて対応いたしたいと考えております。

なお、調整につきましては本補正予算可決後、本来1月末日が納付期限となっております第4期分の納付を3月末に変更いたしまして、その際に行うことといたしております。

今後はこのようなことが起こらないよう十分に気をつけてまいりたいと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、続きまして、8ページ、4款財産収入でございます。基金の預金利子32万8,000円を追加するもので、歳出のほうで同額を積み立てることになります。

次に、6款繰越金でございます。500万円を追加し、総額を3億5,639万3,000円とするものでございます。

続きまして歳出の説明をいたします。

2款1項総務管理費で32万8,000円の増額、3款1項清掃費で1,279万8,000円の減額となっております。

詳細についてでございますが、10ページをご覧くださいと思います。10ページでございます。

2款1項2目、財産管理費でございます。

先ほど歳入の際に説明いたしましたとおり、基金の預金利子を財政調整基金に30万2,000円及び用地取得基金に2万6,000円をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、11ページ、3款1項3目余熱利用施設費でございます。

歳入の際に申しましたように、11節需用費の光熱水費について1,769万3,000円が未執行ですので減額いたしております。

13節委託料につきましては、施設を管理運営しております指定管理者との協定により、委託料を1年ごとに精算するということになっております。

昨年4月から運営をしてまいりまして、この1年の収支がほぼ見えてまいりましたので、今回計上をいたしたところでございます。

これは、組合と指定管理者との協定で単年度の収支が赤字になった場合は200万円までは指定管理者が負担、それを超える部分については組合と指定管理者が折半するというようになっておりますので、その部分を負担するというところでございます。

資料を用いてご説明いたしたいと思っております。

「資料ナンバー2」をご覧くださいと思います。

「資料ナンバー2」のA4サイズ用の紙が3枚綴りになっていると思います。表題部に「余熱利用施設の指定管理者の指定に関する基本協定書抜粋」と記載してあるものでございます。

中ほどに、第7条第1項第2号当該年度の収支が赤字の場合とございます。

この場合は、200万円を限度に乙、これが指定管理者でございますが、乙がこれを負担するものとする。ただし、200万円を超えた部分の赤字については、甲乙それぞれ50パーセントずつ負担するものとなっております。

これに基づきまして今回委託料として500万円の補正を計上するものでございます。

次に補正予算額の根拠でございますが、この資料の2枚目に収入の見込み、3枚目に支出の見込みを記載しております。

双方の表の一番右側の列の一番下の段をご覧くださいと思います。今年に入りまして1月、2月及び3月分に関しましては予測ということになります。

収入の見込額が6,013万8,727円。歳出の見込額が7,212万5,870円となっており、差引が3枚目の下の方に「収支」ということで、マイナス1,198万7,143円となっているところでございます。

これから200万円を差し引きますとおおよそ1,000万円になります。これの50パーセントということで、今回500万円をお願いしているところでございます。

この収支の報告につきましては、当然、指定管理者でございます協栄ビルメンテナンス株式会社が報告してきたものを全て認めたということではなく、事務局内部で内容を精査いたしまして、必要経費と認められるものだけを正当な支出として計上いたしたもので、開業当初はどうしても初期投資が必要ですのでこのような数字になったものと思われまして。

また、収入につきましても、入場者数は当初の計画相当となっておりますが、え～固定客を掴むために考えておりました会員の入会が予想以上に少なく、それに伴い会員のみが購入できる回数券の売上収入も伸びておりません。

同様に固定客を掴む目的であったプールを使つての水中運動等のレッスンに

ついても利用者が少なく、売上が伸びていないところがございます。

2枚目の資料、収入の表に3カ所網掛けをしておりますが、ただ今説明いたしましたこの3つが事業計画と異なっており、今後の改善を要する点であると考えており、指定管理者に対して申し入れをしているところでございます。

参考までに申し上げますと、プロポーザル方式での業者選定の際に提出を求めました5年の指定期間の年度ごとの収支計画においては、1年目と3年目は赤字、2年目、4年目、5年目は黒字という提案がなされているところでございます。

なお、支払い額は3月末までの1年間の収支が確定した時点で決定することとなっております。

18節備品購入費の減額につきましては、開業当初に購入した備品の入札執行残10万5,000円となっております。

以上で簡単ではございますが、議案第3号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第3号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」に対する質疑に入りますが、質疑の際はページ数をお示しください。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（古川利光君）

町田議員。

○4番（町田誠君）

はい。えっと7ページですね。

あの～、1款1項分担金で、やはりこれは議運の時にも私も気にしておったんですけれども、誰かからあの～、あれ、あれが質問があったかと思えますけれども、やはり雲仙市は旧町の人口で割って1万人分をまあ、増やした、間違った数字が出てこういうことになったということでございますので、やはりここで私たちは3人議員が来ておりますけれども、まあ、今の説明で納得しますけれども、持ち帰った場合、やはりあの～議会の方でそれなりの説明が必要かと思えますので、その部分を管理者としてどう考えておられるのか、まあ、事務局長でもいいですから、そのへんどう、あの～説明をお願いしたいと思えます。

○議長（古川利光君）

どっちがいきます。管理者いいです。事務局長いいです。

○管理者（吉次邦夫君）

はい。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

え～、まあ、あのこれにつきましてはですね、え～先ほどあの事務局長が申しあげましたように、人口の捉え方をですね、もう率直言ってもう間違えとった訳ですね。だからそれを修正する訳でございますんで、そのへんはそのように言っただいて結構ではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

他にございませんか。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

あの～今のところのね、あの分担金の軽減のことですけど、この資料のナンバー1ですね。手直しをして本来だったら、雲仙市は、え～1, 428万4, 000円、これだけ減額をされるべきところを351万4, 000円の減額と、に留まっていると。

（発言する者あり）

いうことじゃないんですか。

この資料のナンバー1の雲仙市のところ、え～と差額③ですね。これが本来の正しい人口での減額される金額というふうになる訳でしょ。1万4、え～1, 428万4, 000円、ですね。本来だったらこれが減額される金額になると。しかし、実際には軽減額④351万4, 000円の減額にしますと、いうことじゃないんですか。ちょっと説明してください。

（発言する者あり）

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

恐れ入ります。え～今あの資料ナンバー1のところでございます。差額の③、雲仙市につきまして1, 428万4, 000円。これがあの計算をし直しまして人口を正しい人口で計算をしたときの数値、おっしゃるとおり、この部分が減額になります。

で、そういたしますと、え～島原市、諫早市、南島原市については本来の額を

頂かないものですから、軽減をしたような形になってしまいます。そうしますと、雲仙市さんにつきましては、そのまま軽減をされない正当な数字のままということになるものですから、あの諫早、雲仙市、諫早市、南島原市の減額、結果として軽減になる訳ですね。この軽減の相当分を更に軽減をあの減額をさせていただくと。4市とも応分というのか、あの、揃うような軽減を加えてさせていただきたいというような考え方でございます。考え方はこの注釈でございますけれども、え～注釈をご説明いたしますと、え～3市、え～雲仙市を除きます3市の金額につきましては、2行目でございますけれども1, 428万4, 000円、これだけが減額になりますので、これを3市の総人口ですね、で割りますと一人当たり67, 81円の軽減がかかったということを仮定いたしまして、雲仙市の人口51, 821人の方々にその金額を掛けて、更に軽減をさせていただいたというような考え方でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

(発言する者あり)

○事務局長（高田徳一君）

あの、議長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

はい。あの、すいません、木村議員さん。あの～、もう少し噛み砕きますと、あの～雲仙市さんは当たり前の正しい人口の数字に戻しますと、それはそのまま当たり前で終わりの訳です。本来であれば雲仙市の減った分を島原市と諫早市と南島原市が負担をして、追加して負担して、いわばチャラになる訳です。

ところが、新たな負担を組合事務局の間違いでございましたから、あの組合事務局で軽減をして、軽減をしますと。ところが、雲仙市さんはいわゆる正しい数字に戻ただけで、減額はいっちょん見込まれてない訳です。だから、今総務課長申しましたようにそれなりの単価を算出しまして、その分雲仙市にも軽減を加えたところということでございます。

○議長（古川利光君）

正確に分かってくださいよ。いいですか。まだいいですよ、質疑をされて。

いいです。

(発言する者あり)

○議長（古川利光君）

いいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古川利光君）

他になければこれをもって。

○4番（木村和俊君）

はい、議長。

○議長（古川利光君）

はい、木村議員。

○4番（木村和俊君）

あの11ページの委託料を聞かせてください。

え～委託料500万ですね。これは今あの説明ありましたように、あの～委託の内容は黒字の時は黒字の半分を組合に入れていただくと。で、赤字の場合は200万を限度にしてそれを超える分について、折半であの負担しましょうという内容ですね。えっとそれで、あの～結局そういうあれでいくと今回はですよ、ん～初年度は、え～500万の2倍の1,000万と200万、1,200万の赤字が出たという関係になる訳ですね。それでね、大体こういう性格の施設というのは、その～何年か経てばねお客が減るということも考えられるけど、初年度というのはね、本来、私はですね、お客さんはあの初めてのこともあって、え～それなりの数がね、利用があるだろうというふうに思ってたんですけど、初年度からこういう状況だったらね、ちょっと先が思いやられるなというふうに思うんです。だから、あの～こういう状況が続くとずっとその組合の負担ちゅうのもですね、あの～毎年こう予測されるんですけど、そのへんどういうふうにこう見ておられるんでしょうかね。今後、来年以降のことをね。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、先ほどもご説明いたしたかと思いますが、え～この集客については想定どおり、ほぼ想定に近い形での集客に実はなっておる訳です。え～一番上の利用者収入をご覧いただければお分かりかと思いますが、4,082万なにがしかの事業計画で、見込みが3,981万、こういう形になってます。問題は先ほどご説明いたしましたように網掛けの分の回数券収入と入会費収入が事業計画から大きくかけ離れたと、こうことな訳です。だからお客さんは年間300日、余熱利用施設はあの～いわゆる営業する計画になっております。で、一日300人以上は集客をしたいということはほぼ目標は達成されてる訳です。で問題は、この会員、会費いわゆる入会費が少なかったということは、あの～昨年4月のオープンの際に入会費無料ですという実はキャンペーンで集客を図ったということ

が一つあります。いわゆる、入会者でなければ今度は上の回数券収入も伸びないということでございますから、単発でのお客様はそれなりの目標値に達してるんですが、いわゆる会員、固定客の会費が増えなかったために比例して回数券というのが増えなかったとこういう結果となっております。

で、先ほども申し上げ、一部申し上げたかと思いますが、え～指定管理者とも契約を協議を続けております。今後の改善策につきましては、まず利用者の収入、回数券の収入、入会金の収入について、現在も行っているこれは諫早市の各自治体、これに現実に支部会等に赴いて利用の促進、会員になっていただく促進も図っております。え～、あるいはレンタル収入であるとか、レッスンの収入であるとかもそれなりの指定管理者が改善策を既に提示をしてきているところでございます。そういうものを踏まえて、2年度の事業計画5ヵ年では2年度は黒字という計画になっておりますので、それが達成できるように事務局も一体となって推進を図っていきたくてこういうふうを考えているところでございます。

○議長（古川利光君）

いいですか。

○4番（木村和俊君）

はい。

○2番（内田豊君）

議長。

○議長（古川利光君）

はい、内田議員。

○2番（内田豊君）

先ほどのあの、その11ページのですね、余熱利用施設費のあの～、事務委託料500万の件ですね。え～、資料をいただきまして見てみるんですけども、その飲食販売手数料が全く0であったと。150万の計画に対してね。

で、これはあの～、やはりですね、あの～私共もこういろいろ各施設に行ってみましてね、思うんですけども、やはりお風呂に入る、お風呂に入ってますよ、食事をして、そいで一つのリフレッシュをしてくるというふうなことがね一つのパターンですよ。そういった意味ではなぜできなかったのかということと、もう少しそれを詳しくと、今後の見通しなんかもね、あの先ほどちょっとカップメンとかなんとか話されましたよね、それではちょっとやっぱり物足りないんじゃないかなと思うんですよ。そのことお尋ねします。

○施設課長（森松光明君）

施設課長。

○議長（古川利光君）

施設課長。



○施設課長（森松光明君）

ただ今のご質問について回答をいたします。

当初の計画の段階から実は飲食コーナーを作るという計画をして地元説明会等も開催をし、一定の理解を得て計画を進めてきたところであります。

ところが、許可申請を出した段階でゴミ処理施設に飲食コーナーちゅうのはどういうことかという疑義が出まして、で最終的には許可が下りませんでしたので、計画そのものを変更するのじゃなくて、一応スペースは確保しながらオープンをしたという経過がございます。

で、そのままですと今議員さんおっしゃるように、収入に即、影響をしますので、組合としては何とかこの厨房の開設にあたっては、市長さん、管理者、或いは議長さんはじめ、それぞれの関係機関にもお願いをしながら、是非開設を実現をしたいという思いを、思いがありましたので、そういうことで現在進めております。

で、一挙にオープンというようなことにまでは至っておりませんが、少しずつ状況は明るい方に進んでるように判断をしておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

○2番（内田豊君）

議長。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○2番（内田豊君）

はい、ありがとうございます。

あの要望ですけども、あの私共あの島原からですね、お邪魔しておるんですけども、やはり島原からお邪魔する、特にお風呂にですね、お邪魔するには、やはり食事といいますかね、飲食物の提供といいますか、いう意味ではね、大変こう有り難いなと思ってるんですね。そういった意味で是非ともですね、私共遠い所からくるもんですから、やはり諫早の名物あたりをですね、特にうなぎなんか名物ですから、是非ともそういったものを出していただきたいということをね、是非ともお願いしておきたい思います。以上です。

○議長（古川利光君）

あれですね。今あの都市、県の都市計画審議会にかけないといけないということで、今それを待っているというような状況だと、私が知っている範囲でですね。お願いします。

他にございませんか。

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第3号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第

1号)」に対する討論に入ります。

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議がありますので、起立により、ご異議がありますので、起立により採決をいたしたいと思えます。

賛成の諸君の起立求めます。

○議長（古川利光君）

起立多数。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第4号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、29億5,086万2,000円でございます。

まず、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金が24億円、2款使用料及び手数料が1億7,000万1,000円、4款財産収入が232万円、5款繰入金が5,000万円、6款繰越金が3億1,122万1,000円、7款諸収入が1,732万円となっております。

次に、事項別明細で款項目ごとに主なものについてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

歳入でございます。1款1項1目衛生費分担金です。前年度予算22億円、今年度は24億円となっております。関係市の内訳は備考に記載のとおりとなっております。

なお、懸案であります負担割合の見直しについて、昨年8月定例会以降の状況をご説明いたします。

現在までの協議内容を整理いたしますと、まず、南島原市の市全域ということではなく、旧布津町及び旧深江町の区域のみが加入しているということで軽減の適用、及び設立当時の構成団体数である17が現在4となっていることから、設立当時の負担割合に戻すかどうか、という2点が柱となっております。

平成18年度に入りましてから、担当課長会議を8回開催し、必要に応じて担当部長の出席もお願いしながら検討を重ねてきたところでございます。

しかしながら、なかなか4市が納得できる到達点が見出せない状況が続いております。

このような中、先日副管理者会、市長さん、4市、4人の市長さんにお集まりいただいた副管理者会を開催し、協議をお願いしたところでございますが、全て合意という形には至りませんでしたので、引き続き協議を行うこととなっております。全市が納得していただける形で早期に本議会にご提示できますよう、平成19年度も協議を続行してまいろうと考えているところでございます。

ご理解を賜りたいと存じます。

次に、14ページの2款1項1目総務使用料でございます。組合が所有する財産の使用料で、電柱の敷設等を想定し計上しております。

15ページ、2款2項1目衛生手数料です。廃棄物処理手数料として1億7,000万円を計上しております。これは18年度の実績をもとに算出しているところでございます。

16ページ、4款1項1目基金運用収入で232万円、17ページは5款1項1目基金繰入金で本年度は5,000万円繰り入れる予定にいたしております。18ページは6款1項1目繰越金で3億1,122万1,000円となっております。7款1項1目は、預金利子で、2億円を計上しております。

(発言する者あり)

次に、20ページをご覧ください。

すいません。失礼いたしました。だんだん疲れてまいりました。2万円を計上いたしております。大変失礼いたしました。

次に、20ページをご覧くださいと思います。

7款2項1目雑入で1,730万円となっております。これについては、大部分が余熱利用施設の水道使用料となっております。協定で指定管理者が負担することとなっておりますが、水道局との契約が組合名義でございますので、一旦組合が支出し、その後指定管理者から受け入れるものでございます。

その他、九州電力株式会社への余剰電力の売電収入、再資源化物の売払い収入を見込んでいます。

続きまして歳出にまいります。

6ページに戻っていただきたいと思っております。

1款議会費で139万9,000円、2款総務費で7,217万9,000円、3款衛生費で18億5,235万8,000円、4款公債費で10億1,492万6,000円、5款予備費で1,000万円でございます。

詳細につきましては、23ページからの事項別明細によりご説明いたします。

まず、1款1項1目議会費でございます。

前年度予算額156万8,000円、今年度予算139万9,000円で16万9,000円の減額となっております。

次に、24ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費でございます。

前年度予算7,396万9,000円、今年度予算6,901万5,000円で495万4,000円の減額となっております。これは諫早市に委託しております財務会計システムの負担金の減額や、建物損害保険料の算出に用いる基準率の変更が主な要因となっております。

次に27ページをご覧ください。

2款1項2目財政管理費は基金預金利子232万円を基金に積み立てるために計上しております。

28ページの監査委員費は84万4,000円を計上しております。

次に、29ページをご覧ください。

3款1項1目クリーンセンター費でございますが、前年度予算17億7,032万円、今年度予算15億4,121万8,000円で2億2,910万2,000円の減額となっております。

主な理由は、主な内容は、本体施設運営に係る費用となっており、また18年度まで13人分の職員人件費を計上しておりましたが、施設開業当初の、事務が煩雑な期間が終了したとの判断から、19年度より11人分に減員し、給料、手当等を計上しておるところでございます。

また、30ページの11節需用費に6億5,800万円計上しております。大部分はクリーンセンターの燃料費、光熱水費で、18年度の実績をもとに計上いたしております。

13節委託料は建設事業委託料として、施設の点検整備補修業務等、事務的委託料として運転管理業務及び定例分析業務など総額6億9,906万4,000円を計上いたしております。

工事請負費については、19年度は工事の予定がないことから未計上となっております。

次に、19節負担金、補助及び交付金は外郭団体等負担金等7,890万1,000円を計上しております。

主な内容でございますが、諫早市から無料で供給されております用水につつま

して、処理施設の維持管理に係る費用が年間4,500万円必要だということで、その一部を負担してもらいたいとの要請がございましたので、負担金ということで1,000万円計上いたしたところでございます。

また、地元還元事業につきましては、御手水町の運動場及び公民館整備への交付金ということで計上いたしております。

次に32ページをご覧くださいと思います。

3款1項2目リレーセンター費でございます。

前年度予算3億5,775万1,000円、今年度予算2億9,285万1,000円で6,490万円の減額となっております。

ここでは担当職員4人分の給料、手当等を計上しており、そのほか主なものとしては、11節需用費に光熱水費等954万1,000円、13節委託料に運転管理業務、一般廃棄物等搬送業務など2億2,895万2,000円、19節負担金、補助及び交付金に中継施設整備事業費交付金等890万円となっております。

なお、リレーセンター費につきましても工事の予定がございませんので、工事費には予算を計上しておりません。

続きまして、34ページをご覧ください。

3款1項3目余熱利用施設費ですが、前年度予算3,211万5,000円、19年度予算で1,828万9,000円で、1,382万6,000円の減額となっております。主なものとしましては、11節需用費に1,752万3,000円計上しており、大部分は水道代でございます。この目につきましても必要な工事は18年度で全て終了いたしましたので工事請負費は未計上となっております。

次に、35ページをご覧ください。

4款1項公債費でございますが、1目には8億1,145万2,000円で償還金の元金。

36ページの2目は2億347万4,000円で、償還金の利子となっております。

今後、特に平成20年度以降は、償還金の合計が13億円程度とかなり大きくなってまいります。関係市においては分担金で負担していただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

37ページは5款1項1目予備費で、昨年と同額の1,000万円を計上しております。

そのほか38ページには分担金の明細書、39ページから給与費明細書、46ページには債務負担行為に関する調書、47ページには地方債に関する調書を添付いたしているところでございます。

以上、簡単でございますが議案第4号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計予算」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川利光君）

これより議案第4号に対する質疑に入りますが、歳入歳出併せて質疑を行います。3回以内でお願いします。

ページ数をお示してください。

○2番（内田豊君）

議長。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○2番（内田豊君）

恐れ入ります。あの～分担金とですね、それから償還金のことについてお尋ねいたしますけども、え～今年度のその償還、次年度の償還金ですね、8億1,145万2,000円と、まあ、そういった意味では前年に比べまして5億2,000万ほどの増額ということになってるんですけども、あのかなりこう大きな額だなと思いがあるんですよ。そういった意味で質問いたしますけども、あのこの償還金ですね、年度別の、年次別の返済額ですね、予定額、それからこれまでの、あの～支出額を含めてですね、利息も含めて教えていただければと思います。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

はい。償還金の状況、償還の状況でございます。

平成、借り入れいたしましたのが、平成13年度でございまして、13年度につきましては、利子につきましての償還ということが始まっております。13年度の償還、利子だけですけれども973万というふうなことでございます。

恐れ入ります、あのだいぶ小さい数字、1円単位の数値になってまいりますので、おっきな分でご説明いたします。

14年度につきましても利子のみで1,400万ですね。そして15年度につきましても利子のみで1,900万、16年度、ここからあの～元金が入ってまいります。16年度につきまして、元利合計で1億7,700万。17年度併せまして2億7,300万。18年度4億9,300万。で、19年度でございます。10億1,400万、まあ500万になります、10億1,500万ですね。

そして、今後になりますけども20年度以降につきましては、先ほどちょっとご説明いたしましたけれども、20年度からは13億、13億ですね。それから21年度、13億7,000万。22年度、13億6,000万。23年度、13億5,000万。24年度、13億5,000万。ここからずっと25年、26年、27年までは13億5,000万が続きます。あっ、数字は少し前後いたしますけれども続きます。それから28年度、12億8,000万。29年度、12億6,000万。あと3年でございます。30年度、10億。31年度、4億1,000万。32年度最終になりますけれども、6,800万で終了いたします。

総合計といたしまして、元金につきまして149億2,200万。利子が19億4,000万でございます。

合計いたしますと、ここだけ正確な数字を申し上げますと、168億6,315万5,479円、もう一度申し上げます。168億6,315万5,479円になるところでございます。

○議長（古川利光君）

よろしいですか。

○2番（内田豊君）

はい。議長。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○2番（内田豊君）

ありがとうございました。

あの、今、その、え～、ご報告、ご答弁いただきましてですね、まあ率直に感じることもなんですけども、かなりやっぱりこう負担が大きくなるなという思いがありますね。最高で13億5,000万くらいですね、これが22年度、あっ21年度、あっ20年度くらいからですね、始まってきますけどということなんですけども、あの～一つ思いがあるのがですね、行政、今、各構成団体の行政ですね、4団体ありますけども、かなりやはり財政運営についてですね、厳しいものがあるということで、この負担にですね耐えられることができるのかどうかという、こう心配をするんですね。疑問があるんですね。そういった意味で、やはり何らかの形でですね、例えば平準化していくとか、それからもう少し償却年度を延ばしていくとかですね、返還、償還期間ですね、年度延ばしていくとか、それから利息のですね、もう少し例えば、低利に借り替えるとか、そういったものをですね、考えていらっしゃるのかどうか、その対策ですね。私が今申し上げたほかにも何かあればですね、考えがあればお聞きをしたいと思ってるんですが。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

はい、おっしゃられますとおりあの償還が本格的になりますもう間近、目の前になってきている状況でございます。

これにつきまして、私共、まあ仮に概算ということでお聞きいただければと思うんですけども、20、そうですね21年、2年頃からは分担金がですね30億、総額で、そのぐらいになるのではないかなというふうな試算をしているところでございます。

ただ、あの～、今現在、18年度のお願いしている分担金の総額が22億、そして今回お願いしております19年度の分担金について、もう既に2億上がりまして24億というようなことで2億増額をお願いしているところでございます。

で、このままいきますともうすぐ2年後に30億というふうなことになりますと一速とびにがくっと金額が大きくなるものですから、私共の方といたしましては、あの財政調整基金を概数といたしまして、10億から11億ぐらい今のところ、あの決算の時に10億になっております。この分がございまして、これを充てていきながら、繰り入れということで分担金の補填という形になろうかと思えます。これは当然いただいたお金でございまして、そこでこれを分担金に充てていくというようなことで、なだらかな形ですね、あの～数年後の計画ができるような形で30億の方に近づけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

額、総額につきましては、私共の支出、歳出を抑えるということはもう当然でございまして、その部分につきましては、あの～ま、今回、特に前年度と比較しまして、工事費等が無くなっておりますので減額をしております。ただそれに加えまして、必要な人員でというようなことも考えておるところでございます。あの～必要最小限の経費で進めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○2番（内田豊君）

議長。2番。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○2番（内田豊君）

ありがとうございました。

あの～、まあ一番心配するところである訳ですよ。特にこの償還金の返還という部分については、一番心配しとるということですね。もう一つそのやはり大



事な問題が総額の、分担金の総額としまして、やはりいろいろ、ま、使用、この利用料ですね、利用の関係の経費ですねということはかなり大きなものになるということですね。それについては、過去の議会でもこのですね、質問をいたしましたけども、やはりごみを、可燃化物を減らしていくという取り組みですね、ここをきちんとしてないとやはりどうにもならないんじゃないかなという思いがあるんですね。

で、それについてはやはりここに4市の市長さん、いらっしゃいますけども、あの～やはりですね、各自治体がですね、ごみを減らして、そのことがですね、負担金に、低減に繋がっていくような制度も作っていくことが必要ではないのかなと思ってるんですね。是非ともですね、今のところ全くそういった意味では、あの～無いということで、状況ですから、あの是非とも協議していただきたいなと思っております。

これは要望でございます。

○議長（古川利光君）

他にございませんか。

木村議員。

○4番（木村和俊君）

30ページの需用費、6億5,800万ですね。この主なものは燃料費の3億9,847万5,000円と光熱水費の2億5,700万、708万9,000円ですね。これ中身を具体的にどういったことなのかですね。燃料はどういう燃料なのか。水光熱費はそのどういうものなのかですね。説明をしてください。

それから、あのもう一つはですね、46ページの、これは債務負担行為のところ、上から3行目、県央県南クリーンセンターの管理業務の18年度の3億3,130万7,000円、19年度も同じ額ですね。これは、クリーンセンターに管理を委託してる、いやJFEに管理を委託してるクリーンセンターの管理委託料だというふうに思うんです。

まあ、一般質問でも少し触れましたけれども、あの～契約が変更されて、え～、おります昨年ですね。で、それによりますとあの～ずっと毎月のあの～金額は今度の変更で決めてありますよね。幾らかと言いますと一ヶ月の負担金が、いや負担金というか委託料が2,506万9,800円というのが毎月の委託、JFEに払う委託料ですね。で、これを11、年ですから12を掛けますとね、3億83万7,600円ぐらいになるんです。で、この金額とこの3億3,130万7,000円というのは本来だったら同じになる性格のものだろうと思うんですけど、金額が違ってますのでね、そのへん説明してください。

○議長（古川利光君）

答弁。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

ちょっとお待ちくださいませ。申し訳ございません。

申し訳ございません。需用費の内容ということで燃料費でございます。

3億9,847万5,000円、この内訳ということでございますけれども、天然ガスにつきまして3億9,847万5,000円ということになっております。

あと、光熱水費でございます。こちらにつきましては、電気代ですね。この分が2億5,204万2,000円。あと水道代が残るものということになります。

○議長（古川利光君）

以上ですか。

○総務課長（今里良二君）

しばらくお待ちくださいませ。

申し訳ございませんでした。

あの債務負担行為の表でございます。46ページ。そこで3番目になりますけれども、債務負担、県央県南クリーンセンター運転管理業務につきましての、18年度、19年度、3億3,130万7,000円、この内訳が月額合計を足したものの、12ヶ月にしたものと違うということでございますけれども、この差額につきましては、当初、全く最初のスタートということもございますので、不測の増額も可能性があるというようなことで、見込んでいるところでございます。

ですので、おっしゃるように今、現契約につきましては、お手元にお持ちの毎月2,506万9,800円、これの月額ということでなっております。おっしゃるようにその先ほど一般質問の方でもありましたけれども17年度につきましては、一部変更をさせていただきましたけれども、18年、19年については現時点ではそのままということになっておるところでございます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。えっと、あつ、後の方からいきましようね。

その債務負担行為でね、18年度の予定を3億3,130万7,000円、で18年度も同じですけど、で、これはね本来だったらあの～委託契約に基づく2

億、いやいや、あの～2, 506万9, 800円の12月です、12ヶ月ですから、3億83万7, 600円ですよ。

本来、これが債務負担行為の額でしょ。どうして、その～、契約もしてないね、額を不測の事態をね、見込んで債務負担、予算に計上するんですか。

そんなね、予算の作り方ちゅうのは私は正しくないと思うんですよ。きちんと裏付のあるね、支出の裏付のあるものを計上すべきだと。メーカーと契約をしてるのは3億ですから、これを計上すべきだというふうに思いますんで、もう少し、その～、説明をお願いしたいと思います。

それから、31ページ、あっ、34ページですけどもね。あっ、ごめんなさい。失礼、失礼、30ページのところです。その光熱水費の燃料費の3億9, 847万5, 000円。これはほとんどが天然ガスだということなんですね。

で、これはね、天然ガスの一番当初の予算はえっと、じゅう～、17年度になるですね、これは1億2, 000万だったんです。んでね、もう毎年これ引き上げられてきよるんです。なんで助燃材がそんなにたくさん要るのかということでも私も何回か質問いたしました。そして、これは実績を見てとりあえず組合が支払いをしとくけど、後でメーカーとその負担については協議をしますという説明だった訳ですね。そこんところどうなってるんでしょうか。ちょっと説明していただきたいと思います。

○事務局長（高田徳一君）

はい。事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、天然ガスについて私の方からご説明をいたします。え～予算はほぼ18年度当初予算と19年度、今お願いをしております当初予算の額はほぼ同額でございます。

実は、天然ガスの使用量は減っております。ところが議員の皆様方もご承知のとおり、原油価格が高騰いたしております。単価が約1.5倍、跳ね上がっております。その分で使用量は減っておりますが、予算は前年度と同じにお願いしているというところでございます。

今、木村議員ご指摘のとおり、運転管理を委託しておりますJFEに対しては、応分の負担ということで協議を、先ほども申し上げたかと思いますが、続けているところでございます。特に17年度は決算で数字が確定をいたしましたので、え～コンサル等の意向も踏まえ、JFEと協議をしながら最後の詰めにかかっているところであると申し上げておきたいと思います。

え～18年度も決算が済み次第、また同じような形で応分の負担を求めていく

所存でございます。

以上でございます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

え～、46ページの債務負担行為でございます。あの～ご指摘の内容につきましてですけども、債務負担行為につきまして平成17年2月に平成17年度予算をご審議いただいた中で、債務負担行為については、あの～決定をされておるというような認識を持っているところでございます。

え～その額についての変更を今のところしてないというようなことになろうかと思っておりますけれども、まだ不測の事態等も考えられますので変更をしていない、議決をいただいた内容にそのまましているというようなことをご理解いただければと思っておるところでございます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。

あのね、これはもう19年度の予算ですよ。この間ね、もう昨年契約変更してるんですよ。にもかかわらず、17年度の当初のね、契約どおりの債務負担行為なんて、そんな、なんでそういった予算の仕方があるんですか。その後、契約の変更してるんですから本来だったら変更した後の契約に基づく予算、債務負担行為を計上するというのはこれは当然のことですよ。

今のようなね、当初の17年の契約どおりでしてますと、そして、その差額は不測のことを考えておりますなんてね、そんないい加減な説明とかね、予算の編成の仕方というのはね、私は認められんと思いますよ。もう一度、説明をしてください。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

はい。あの～あくまで17年の2月ということで契約前でございます、見込

みということで計上をさせていただいた内容でございます。

それで、今回認めていただいているのはこの債務負担行為内であるようにということ認めていただいたかというふうに理解しているところでございます。

ですのでこの以内、で18年度、19年度について、この額の範囲内でさせていただきたいというふうなことで考えておったところでございます。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

他にございませんか。

他になれば、これをもって質疑を終結し、これより議案第4号「平成19年度県央県南広域環境組一般会計予算」に対する討論に入ります。

なければこれを。

○4番（木村和俊君）

議長。議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。

あの～幾つかね、あの賛成できない理由を、あの述べたいと思うんです。

一つは先ほどあの～説明がありましたように需用費です。6億5,800万のうちの3億9,847万5,000円はほとんどこれ天然ガスの費用ですよ。

で、ほんとね、あの～これは本来助燃材という説明だったんですよ。燃やすのを助けるその燃料だと。

ところがね、これはずっと毎年、その～増えてきて、今その量はその変わらんと言われますけどね、一番当初、1億2,000万の予算だったんですよ。それでしかも、これについては、メーカーと協議をして応分の負担をしてもらおうということになってたにもかかわらずね、もうこれ3年目の予算ですよ。にもかかわらず、まだメーカーが1年、2年目の内いくら負担するのかさえ、詰めた協議がされてないと。また全額組合が負担する予算になっていると、というようなことはね、私は決して認める訳にはいかないというふうに思います。

それが一つ。

それから二つ目。先ほど言いましたように、その運転委託の委託料です。

17年に契約をしたんですけれども、その後変更もされて、現在変更後の委託料でいきますとね、年間の委託料は3億87万、83万7,600円になるんです、計算すればね。

ところがこれに書いてあるのは、それより3億円以上も多いね、いや3,000万以上も多い3億3,170万7,000円でしょ。で、これは変更前の17

年の当初の契約の金額を載せてるという訳でしょ。

私ね、やはりこの財政厳しいと言いながら、しかもこの財源は全部構成市の負担金でしょ。本当にこの予算の編成の仕方がね、もうずさんだと思っんですよ。なんで債務負担行為についても出来るだけこれもう減らすというふうな立場で編成するならね、実際出す、あの負担しなければならぬのは、3億ですから。3億87万3,000円ですから。どうしてそういった努力をね、して予算を編成しないんですかと、先ほどのその助燃材にしてもね。なんでここの議会で何回もメーカーに応分の負担をしてもらおうというふうに説明をしているにかかわらず、その話も詰めないまま、また全額組合の負担にのせるということじゃね、これはやっぱりあの我々としてはね、決してそのまま認める訳にはいかないというふうに思っんです。

以上で私は今回の19年度の予算にはあの反対いたします

○議長（古川利光君）

他に討論ございませんか。

他にございませんので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方々のご起立を願います。

○議長（古川利光君）

賛成、賛成多数。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成19年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げます。

次に、事務局からお話があるそうでございますので、そのまましばらくお待ちください。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、地方自治法改正に伴う組合規約の変更につきまして、簡単にではございますが説明とお願いでございます。

議案と一緒にお送りをいたしております「参考資料」をご覧いただきたいと存じます。

平成19年4月1日施行の「地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）」により、収入役制度並びに吏員制度が廃止され、新たに会計管理者を置くこととされたことに伴い、県央県南広域環境組合規約を変更する必要性が生じたので、各関係市の担当課を通じて、3月市議会に議案の提出をお願いをいたしております。

規約を変更するには、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市の協議、議会の議決を経て、県知事の許可が必要となっております。

担当課を通じて議案を提出していただいておりますので、関係市の3月議会でご賛同賜われますようお願いするものでございます。

よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（古川利光君）

どうも。そういうことでございますので、皆様方よろしく願いいたします。

これで今日の日程は全部終了いたしました。

お疲れでした。ありがとうございました。

（午後4時20分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 古川 利光

署名議員 木村 和俊

署名議員 赤崎 光善